

# 社会保険ひろしま

第931号

- 【ご案内】 子ども・子育て支援金制度の創設について
- 【ご案内】 現物給与の価額が改正されます
- 【ご案内】 令和8年度の子ども・子育て拠出金率について
- 【ご案内】 短時間労働者の「被保険者資格取得届」の届出もれがないかご確認ください
- 【ご案内】 令和8年4月から在職老齢年金の減額になる基準額が65万円に引き上げられます
- 令和8年度生活習慣病予防健診のご案内を事業主様宛に令和8年3月下旬にお送りします
- 各証の回収と喪失後受診防止について
- 退職後の健康保険について



職場内で回覧して下さい

## 広島県の状況

令和8年1月末

		厚生年金	健康保険
適用事業所数		61,748	61,434
船舶所有者数		244	317
被保険者数	男性	507,737人	380,328人
	女性	356,367人	274,344人
	船員	3,083人	3,363人

# 日本年金機構からのお知らせ

## ご案内 子ども・子育て支援金制度の創設について

### 1. 目的・主旨

「子ども・子育て支援金」は、少子化・人口減少が危機的な状況にある中で策定された「加速化プラン」の財源の一部であり、**子育て世帯に対する大きな給付の拡充**を通じて、**こどもや子育て世帯を社会全体で応援する仕組み**です。少子化の傾向を改善することは、我が国の経済・社会システムの維持や労働力確保、国民皆保険の維持にもつながるため、**高齢者や企業の皆さまを含む全世代・全経済主体から医療保険料と併せて支援金を拠出いただくこととされています。**

※ こども・子育て支援については、従来より事業主のみが負担する「子ども・子育て拠出金」がありますが、「子ども・子育て支援金」は事業主のみでなく被保険者本人からも拠出いただく制度となっています。

### 2. 開始時期

令和8年4月分の保険料（令和8年6月1日納期限）より、健康保険料と併せて拠出していただきます（労使折半）。

### 3. 支援金額等

支援金額（月額）は、**標準報酬月額（賞与額）×支援金率（令和8年度0.23%）**となるため、被保険者の標準報酬月額（賞与額）により決定されます。全国健康保険協会管掌事業所へ送付する納入告知書においては、子ども・子育て支援金は健康保険料に合算して記載しています。

納入告知書 納付書・領収証書

年度 厚生労働省 取扱い番号 取扱い名 厚生労働省年金局 ( )

健康保険料 厚生年金保険料 児童手当

標準報酬月額 賞与額

令和 年度 厚生労働省所管 年金特別会計

厚生労働省年金局事業管理課長 様

健康保険料に子ども・子育て支援金を合算して記載しています。

こども家庭庁ホームページ



<https://www.cfa.go.jp/policies/kodomokosodateshienkinseido>

※ 詳しくは、こども家庭庁ホームページ「子ども・子育て支援金制度について」もご参照ください。

## ご案内 現物給与の価額が改正されます

報酬や賞与の全部または一部が、通貨以外のもので支払われる場合（現物給与）の価額が改正されます。**食事による現物給与の価額は令和8年4月1日から、住宅による現物給与の価額は令和8年10月1日から適用されます。**改定後の現物給与の価額は、日本年金機構ホームページの「大切なお知らせ」の「令和8年4月1日から現物給与と価額が改正されます」をご覧ください。

ご案内

令和8年度の子ども・子育て拠出金率について

令和8年4月分（令和8年6月1日納期限）からの子ども・子育て拠出金率は、令和7年度と同率の1,000分の3.6（0.36％）に据え置かれる予定です。

正式な決定は令和8年4月1日以降です。決定次第、日本年金機構ホームページでお知らせします。

ご案内

短時間労働者の「被保険者資格取得届」の届出もれがないかご確認ください

従業員数（厚生年金保険の被保険者数）が常時51人以上の事業所は、加入対象となる短時間労働者がいる場合「被保険者資格取得届」の提出が必要です。

加入対象（短時間労働者）の要件

勤務時間・勤務日数が常時雇用者の4分の3未満である方のうち、以下の項目をすべて満たす場合は「短時間労働者」に該当します。

- 週の所定労働時間が20時間以上
- 勤め先が従業員数51人以上の事業所である
- 所定内賃金が月額8.8万円以上
- 学生ではない

ポイント

全ての都道府県で令和7年度地域別最低賃金が時給1,016円を超えたため、週20時間以上働く方は所定内賃金が月額8.8万円以上となります。

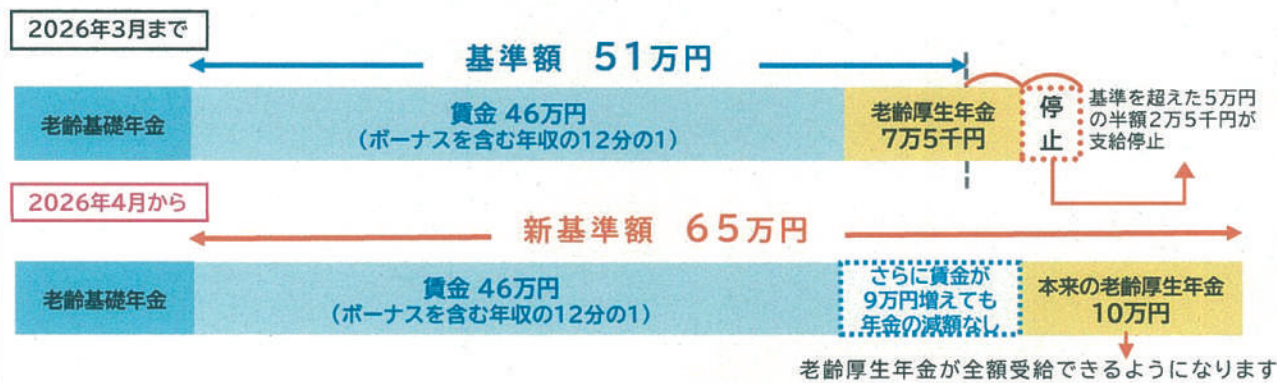
ご案内

令和8年4月から在職老齢年金の減額になる基準額が65万円に引き上げられます

在職老齢年金とは、働きながら年金を受け取る高齢者について、賃金と老齢厚生年金の合計額が一定の基準額以上である方は年金制度を支える側に回っていただくという考え方に基づき、年金の支給額を調整する仕組みです。

働く高齢者の方々が、社会にとってますます重要となっていく中で、高齢者の方の活躍を後押しし、より働きやすい仕組みとするため、令和8年4月から、令和7年年金制度改正に基づき、年金が減額になる基準額が月51万円から65万円に引き上げられます。

【例：賃金月46万円、老齢厚生年金の受給額が月10万円の場合のイメージ】



日本年金機構からのお知らせ特集ページ

日本年金機構 公式 SNS

「日本年金機構からのお知らせ」の補足情報等を掲載しています。  
<https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/kikou-oshirase.html>



X (旧Twitter)



[https://x.com/Nenkin\\_Kikou](https://x.com/Nenkin_Kikou)



Facebook



日本語

<https://www.facebook.com/profile.php?id=61575964302278>



英語・やさしい日本語

<https://www.facebook.com/profile.php?id=61576205463510>



協会けんぽ

# 広島支部からのお知らせ

2026年

3月

協会けんぽ広島支部  
マスコットキャラクター  
健康 いろは

協会けんぽ広島支部  
マスコットキャラクター  
健康 かえで

加入者の皆様へお知らせいたしますようお願いいたします

## 令和8年度生活習慣病予防健診のご案内を 事業所様宛に令和8年3月下旬にお送りします

### おすすめポイント①

#### 健診費用の約7割を補助！

最高額19,635円の一般健診が、  
自己負担額**最高5,500円**で受診できます！

### おすすめポイント②

#### がん検診がセット！

肺・胃・大腸がん検診を含み、さらに40歳以上の偶数年齢の  
女性は乳・子宮頸がん検診の追加受診が可能！  
(別途自己負担あり)

### おすすめポイント③

#### 健康サポート(特定保健指導)が無料！

健診の結果、生活習慣の改善が必要な40歳から74歳までの方  
は、専門家である保健師等から最高32,000円の健康サポート  
(特定保健指導)を**無料**で受けられます。

対象となった方がきちんと利用し、生活習慣の改善に取り組む  
ことが**大切な従業員の皆様の健康を守ることに  
つながります。**

特定保健指導に  
ついて詳しくは  
こちら



生活習慣病予防健診を  
受診可能な健診機関の  
一覧はこちら



### 補助内容が充実しました！

#### 1 人間ドック健診に対する補助

対象者：35歳～74歳の被保険者  
補助額：最高25,000円

#### 2 補助対象が若年層にも拡大

対象者：20歳、25歳、30歳の被保険者  
自己負担額：最高2,500円

#### 3 骨粗しょう症検診を開始

対象者：40歳～74歳の偶数年齢の  
女性被保険者  
※一般健診・節目健診受診者に限ります  
自己負担額：最高1,390円

### 生活習慣病予防健診の申し込み手順

**STEP 1** 全国約3,500の健診機関から、  
予約する健診機関を選ぶ。

**STEP 2** 電話やWEBで健診機関へ  
予約申し込みする。

**STEP 3** 健診を受診する。

**STEP 4** 治療や生活習慣の改善が必要な方  
は、医療機関の受診や健康サポー  
ト(特定保健指導)を利用する。

ご家族様  
はこちら

## 令和8年度特定健診のご案内を ご自宅に令和8年4月初旬にお送りします

### 特定健診は便利でおトク！

- 40歳以上の被扶養者(ご家族)様を対象に、  
県内では約1,400機関、全国では約5万機関で  
受診できます。無料で受診できる健診機関も  
県内に約80機関と多数！
- 7,150円の補助を受けることができます！



黄色い封筒が  
目印です！



健診結果の活用について、  
動画発信もしています！  
当動画は健康保険委員向けの  
動画ですが、事業所の方も  
ぜひご覧ください！



# 各証の回収と喪失後受診防止について

従来の健康保険証

従来の健康保険証は令和7年12月2日をもってご自身での**破棄が可能**となりました!! 上記に伴い、**保険証の返却は不要**となっておりますので、個人情報にご留意いただき、**ご自身で破棄**をお願いいたします。



資格確認書等の取り扱いについて

**退職後の資格確認書については回収をお願い致します。**  
資格喪失後の受診防止につながります。ぜひご協力をお願いします。

	資格確認書	資格情報のお知らせ
退職時等の回収	<b>必要</b>	<b>不要</b>

# 退職後の健康保険について

退職後の健康保険には**3つの選択肢**があります。

毎月納める保険料などを比較のうえ、選択された健康保険に手続きを行ってください。

	国民健康保険	協会けんぽの任意継続	ご家族の健康保険(被扶養者)
手続き先	お住まいの市区町村役場の国民健康保険担当課	お住まいの都道府県の協会けんぽ支部	ご家族の勤務先
加入条件	お住まいの市区町村役場の国民健康保険担当課にお問い合わせください	①退職日までに <b>被保険者期間が継続して2か月以上</b> あること ② <b>退職日の翌日から20日以内(必着)</b> に「資格取得申出書」を提出すること	ご家族が加入している健康保険の被扶養者としての認定基準を満たすこと ご家族の勤務先にお問い合わせください
保険料	加入する世帯の人数や前年の所得などにより決定します ※軽減制度があります	在職時の <b>約2倍</b> (上限あり) ※上限及び保険料率は、毎年見直され変更することがあります	被扶養者の保険料の負担はありません

**協会けんぽに申請書を提出する時は「電子申請サービス」がおすすめ!**



スマートフォン・パソコンから各種手続きの申請ができる「電子申請サービス」を開始しました。郵送の手間や時間が不要で簡単・便利な「電子申請サービス」を是非ご利用ください!

詳しくはこちら



## 協会けんぽ広島支部からのお知らせ

(2026年3月号)

<発行> **全国健康保険協会 広島支部**  
協会けんぽ

〒732-8512 広島市南区松原町2-62 広島JPビルディング15階

お問合せはこちら

電話番号 082-568-1011(代表)  
平日のみ 8:30~17:15  
※おかけ間違いにご注意ください



## 今日の TOPICS

全国健康保険協会は、加入者・事業主とのコミュニケーションを一層深めていく上での新たな「接点」として、「コミュニケーションロゴ」及び「タグライン」を制作しました!



「もしも」と「いつも」に安心を。

**協会けんぽ**

